

【事案Ⅱ－6】契約解除取消請求

・2019年12月10日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、終身共済および医療共済について、入院共済金を請求したところ、被申立人が、告知義務違反を理由に共済金の支払を拒否し、両契約解除を通知してきたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

告知義務違反はなく、両契約解除は無効、との判断を求める。

2. 申立ての理由

申立人は、2013年9月頃、脳外科にて「小脳静脈奇形」との診断を受けた際、医師から「先天的なもので緊急性はなく、念のため年1回程度検査してみてもよいのでは」とのアドバイスを受けた。

本件「告知書(6歳以上用)」における「過去の健康状態」欄の「5. 過去5年以内に、上記3, 4以外の病気やけがで、初診から治療終了までが7日以上の期間にわたる医師の診察(経過観察を含みます)・検査・治療、あるいは7日分以上の投薬を受けたことがありますか。」という質問に対して「いいえ」に○印をつけたが、その際、「小脳静脈奇形」の診断を受けていることを本件契約推進担当者に口頭で説明した。この担当者は、「そうなんですね。」と返答しており、申立人としては、故意に告知義務違反をおかしたとの認識はまったくない。また、医師からは、先天的なもので緊急性はない、といわれたことから、共済契約を締結することができないほどの重大な病気であるとの認識もなかった。したがって、告知義務違反はない。

上記担当者は、申立人からの上記口頭による説明については、これを受けた記憶はないと聞取調査に回答しているようであるが、口頭で確かに告知しており、告知書に記入していないとしても、「小脳静脈奇形」という病名を聞いた時点で、担当者がこれを問題視して、精査しなかったことは遺憾である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人が、本件契約締結に際し、「小脳静脈奇形」の診断を受けたことを推進担当者に口頭で告げ、この担当者が「そうなんですね。」と返答した事実はない。

医師証明書によれば、申立人に対し、2013年9月に、診断名が①小脳静脈奇形、②

小脳静脈性血管腫であることを伝えているのであるから、申立人は、上記「告知書（6歳以上用）」における「過去の健康状態」欄の「5」の質問に対して「はい」に○印をつけたうえで、所定の欄に「小脳静脈奇形」および「小脳静脈性血管腫」に対する治療が2013年6月から行われている旨を告知すべきであった。これを怠ったことは、告知義務違反にあたる。

医師証明書によれば、申立人は、2013年6月13日から告知日の2017年3月23日までの間に、「小脳静脈奇形」および「小脳静脈性血管腫」の診察・検査・治療等のため合計3回（2013年6月13日、同月28日、2013年8月16日）通院しているが、これも告知すべきであった。これを怠ったことは、告知義務違反にあたる。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

告知について、たとえ、申立人の主張のとおり、当該担当者に告げていたとしても、告知は告知書に記載して行わなければならないが、本件の場合、上記事実に関する告知書上の記載はないのであるから、約款・事業規約に従った告知があったとはいえない。告知義務履行の有無は、契約者側の重大性の認識の有無のみにより決定されるものではなく、あくまでも告知書への記載の有無という客観的事実により決定されるものである。

ところで、申立人は、2013年6月13日から告知日の2017年3月23日までの間に、「小脳静脈奇形」および「小脳静脈性血管腫」の診察・検査・治療等のため合計3回通院していた事実が認められる。この点に関し、被申立人は、「初診日である2013年6月13日から、告知日以前の最終診察日である同年8月16日まででも合計34日間あることから、申立人が『初診から治療終了までが7日以上期間にわたる』医師の診察等を受けた事実があるにもかかわらず、受けたことはないと申告したことは告知義務違反に該当する旨を主張する。

当審議会はこれら被申立人の主張を正当と解し、被申立人が、本件契約を解除したことは正当であると判断する。